

山梨県公報

第二百四十九号

令和三年

十二月二十三日

木曜日

目次

告示

- 救急病院等の認定……………六〇三
○収入証紙売りさばき人の指定……………六〇三
○収入証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………六〇三
○収入証紙売りさばき人からの廃止の届出(二件)……………六〇三
○一般競争入札について……………六〇四
○県営土地改良事業の工事の完了(八件)……………六〇六
○公共測量の終了……………六〇六
○開発行為に関する工事の完了について……………六〇七
公安委員会
○山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第三条第二項ただし書に規定する措置……………六〇七

告示

山梨県告示第三百二十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和三年十二月二十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
山梨大学医学部附属病院	中央市下河東千百十番地

二 認定期限 令和六年十二月二十四日

山梨県告示第三百二十一号

山梨県収入証紙条例(昭和三十九年山梨県条例第十七号)第六条第一項の規定により、山梨県収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

令和三年十二月二十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

売りさばき場所	住所	氏名	指定年月日
甲府市丸の内一丁目六番一号県庁本館地下	甲斐市西八幡二九七六番地七	若杉武史	令和三年十月十四日

山梨県告示第三百二十二号

山梨県収入証紙条例(昭和三十九年山梨県条例第十七号)第六条第一項の規定により指定した山梨県収入証紙指定売りさばき人の収入証紙の売りさばき場所について、次のとおり変更することを認めた。

令和三年十二月二十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

売りさばき場所		住所	氏名	変更年月日
変更前	変更後			
韮崎市元町三丁目五番十号(韮崎警察署内)	甲斐市志田六七〇番地(甲斐警察署内)	甲斐市志田六七〇番地(甲斐警察署内)	一般財団法人山梨県交通安全協会甲斐支所 支所長 豊田泰長	令和三年五月一日

山梨県告示第三百二十三号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により指定した山梨県収入証紙売りさばき人から廃止の届出があった。

令和三年十二月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

売りさばき場所	住 所	氏 名	廃 止 年 月 日
甲府市丸の内一丁目六番一号（県庁本館地下売店内）	東京都港区西新橋一丁目一番十五号	エームサービス株式会社 代表取締役社長 小谷周	令和三年九月三十日

山梨県告示第三百二十四号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により指定した山梨県収入証紙売りさばき人から廃止の届出があった。

令和三年十二月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

売りさばき場所	住 所	氏 名	廃 止 年 月 日
甲斐市下今井二百十八番地二	斐崎市元町三丁目五番十号	一般財団法人 山梨県交通安 全協会斐崎支 所 支所長 豊田泰長	令和三年四月三十日

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に

関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年十二月二十三日

山梨県立あけぼの医療福祉センター所長 畠 山 和 男

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 病院情報システム用機器等

(二) 数量 一式

2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 令和四年十月一日から令和九年九月三十日まで

4 納入場所 山梨県立あけぼの医療福祉センター所長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県立あけぼの医療福祉センター総務課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、

この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和三年山梨県告示第六十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

4 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿における認定種目のうち、「リース」に係る登録を受けている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から令和四年一月二十一日（金）まで（山梨県の休日等を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇七〇〇四六 山梨県韮崎市旭町上條南割三千二百五十一番一 山梨県立あけぼの医療福祉センター総務課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 六六(三)に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法及び期間 この公告の日から令和四年一月二十一日（金）までの間において、次のいずれかの方法により交付する。

(一) 直接交付 県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、六六(三)に掲げる場所において直接交付する。

(二) メールによる交付 メールで入札説明書を請求するときは、件名に「病院情報システム用機器等賃貸借に係る一般競争入札説明書請求」と記載し、本文には、住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、名称、担当者の部署名及び氏名等を記載し、六六(三)に掲げるメールアドレスあてに送信すること。メール送信後は、必ず、到達確認の電話を入れること。

(三) 郵便による交付 郵便で入札説明書を請求するときは、封筒の表に「病院情報システム用機器等賃貸借に係る一般競争入札説明書請求」と朱書きした上で、返送用として、住所、郵便番号、名称、担当者の部署名及び氏名等を記載し、郵便切手（百四十円）をはった角形二号（A四判）の郵便封筒と名刺等の連絡先（住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、メールアドレス、名称、担当者の部署名及び氏名等）が分かるものを同封して、六六(三)に掲げる場所まで郵送すること。なお、返送に要する日数を考慮して請求すること。

3 事前連絡 入札説明書等の交付を希望する者は、事前に六六(三)に掲げる場所へ連絡すること。

4 入札参加資格確認申請書の提出方法 公告の日から令和四年一月二十一日（金）までの間に、入札説明書に従い、提出すること。

5 入札参加資格審査結果の通知 入札参加資格審査結果は、書面により通知する。

6 入札方法 提出は、入札当日に7に掲げる場所に直接持参し入札するか、六六(三)に掲げる場所へ、令和四年二月一日（火）午後五時（必着）までに、入札説明書に従い、一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送すること。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和四年二月二日（水）午前十一時三十分

(二) 場所 山梨県韮崎市旭町上條南割三千二百五十一番一 山梨県立あけぼの医療福祉センター会議室

8 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第百八条の二第二号の規定により、これを免除する。ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消し、規則第百二十条第一項の規定により、違約金を徴収するものとする。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二) 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降におい

て、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

(三) 問合せ先 郵便番号四〇七〇〇四六 山梨県韮崎市旭町上條南割三千二百五十一番一 山梨県立あけぼの医療福祉センター総務課
(電話〇五五一一二二一六一一)
(メールアドレス akbn-iryō@pref.yamanashi.lg.jp)

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured: Hardware and Software for Hospital Information System, 1 unit
- 2 Date and time for tender: 11:30AM February 2, 2022
- 3 Bureau in charge: General Affairs Section, Yamanashi Prefectural Akebono Medical Welfare Center 3251-1 Kanjouninaniwari Asahi-nachi Nirasaki Yamanashi 407-0046 Japan TEL 0551-22-6111

● 県営土地改良事業の工事の完了

県営土地改良事業(落合・湯沢地区畑地帯総合整備事業)の工事は、平成三十一年三月十五日をもって完了した。
令和三年十二月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 県営土地改良事業の工事の完了

県営土地改良事業(寺所地区経営体育成基盤整備事業)の工事は、令和元年七月十日をもって完了した。
令和三年十二月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 県営土地改良事業の工事の完了

県営土地改良事業(茅ヶ岳北西部地区中山間地域総合整備事業)の工事は、平成二十八年三月二十三日をもって完了した。
令和三年十二月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 県営土地改良事業の工事の完了

県営土地改良事業(北伊奈ヶ湖地区農村地域防災減災事業)の工事は、令和二年一月

二十四日をもって完了した。

令和三年十二月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 県営土地改良事業の工事の完了

県営土地改良事業(沢村堤・三ツ沢地区農村地域防災減災事業)の工事は、令和三年一月十八日をもって完了した。
令和三年十二月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 県営土地改良事業の工事の完了

県営土地改良事業(中丸地区農村地域防災減災事業)の工事は、令和二年七月十六日をもって完了した。
令和三年十二月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 県営土地改良事業の工事の完了

県営土地改良事業(後沢地区農村地域防災減災事業)の工事は、令和二年七月二十九日をもって完了した。
令和三年十二月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 県営土地改良事業の工事の完了

県営土地改良事業(白州地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業)の工事は、平成三十一年四月二十三日をもって完了した。
令和三年十二月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により昭和町から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
令和三年十二月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（同時調整、簡易水準測量、数値地形図データ作成）
- 二 測量の地域 昭和町
- 三 測量の期間 令和三年六月十四日から同年十一月二十五日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十二月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市八代町永井字老町田四百七十八番一、四百七十九番一、四百八十一番一、四百八十二番一及び四百八十三番一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市住吉四丁目十九番二十九号 株式会社土橋製作所 代表取締役 土橋悦子

公安委員会

山梨県警察本部長告示第四十八号

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第三条第二項ただし書に規定する措置の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年十二月二十三日

山梨県警察本部

本部長 大 窪 雅 彦

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第三条第二項ただし書に規定する措置の一部を改正する告示

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第三条第二項ただし書に規定する措置（令和三年山梨県警察本部長告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

三の表を次のように改める。

法令等	規定
道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）	第四十五条第一項 第四十九条の五 第七十四条の三第五項 第七十八条第一項 第七十八条第四項 第七十八条第五項

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）	第五条第一項 第八条第一項
山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）	第六条第一項 第六条の三第二項 第二十五条第三項
警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）	第十条第一項 第十六条第二項 第十六条第三項 第十七条第二項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）	第十七条第一項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）	第十条第三項
災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）	第三十三条第一項

附 則

この告示は、令和四年一月四日から施行する。

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番